

# プレミアカレンシー3 楽天銀行 エディション

積立利率変動型個人年金保険(19)(通貨指定型)

## 契約締結前交付書面

(契約概要／注意喚起情報)

### 目次

#### 契約概要

1～16ページ

#### 注意喚起情報

17～26ページ

### ご契約前に必ずお読みください。

この書面は、保険業法第300条の2(準用金融商品取引法第37条の3第1項)に基づき、契約締結前にお客さまへの交付が義務づけられた「契約締結前交付書面」です。当商品の重要な事項について、「契約概要」と「注意喚起情報」に分類してご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただけますようお願いいたします。



- この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
- 為替、解約時の市場金利の変動などによって、損失が生じるおそれがあります。



# 契約概要

- この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要」に記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。その詳細ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

- この保険の正式名称は、「積立利率変動型個人年金保険(19)(通貨指定型)」です。
- この冊子では、わかりやすさの観点から「ご契約のしおり・約款」上の用語をつぎのとおり表記しています。

| 「ご契約のしおり・約款」に記載の名称 |         | この冊子での表記       |
|--------------------|---------|----------------|
| 保険契約の型             | 積立型     | <b>基本プラン</b>   |
|                    | 生存保障重視型 | <b>満期重視プラン</b> |

- 指定通貨が外貨の場合のみ、または円の場合のみに該当する箇所をつぎのとおり、国旗のみで表記しています。

| 指定通貨   | このページ以降での表記   |
|--------|---|
| 外貨のみ該当 |  |
| 円のみ該当  |  |

## 1 引受保険会社の商号と住所などについて

- 商号 第一フロンティア生命保険株式会社
- 住所 〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1 日比谷フォートタワー
- 電話 0120-876-126
- ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>

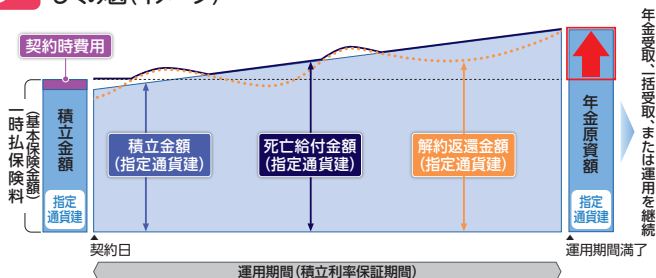
## 2 この保険の特徴について

- この保険は、通貨、保険契約の型(プラン)、死亡給付割合および積立利率保証期間ごとに金利情勢に応じて積立利率を定め、その積立利率などに基づき年金原資額を定めるしくみの保険料一時払方式の年金保険です。
- この保険には2つのプランがあり、ご契約のお申込みの際にいずれかを指定いただきます。

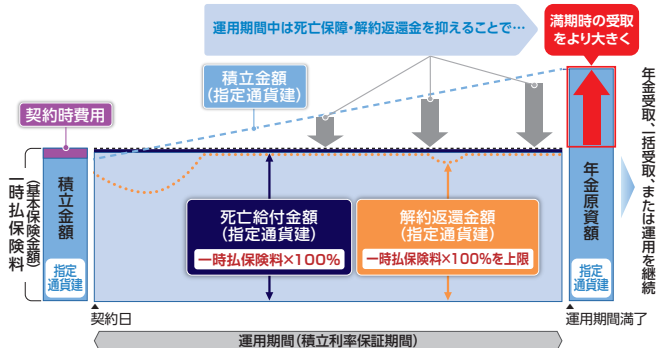
|   |   |
|---|---|
| <b>基本プラン</b>                            | 積立利率により増加した積立金額に基づき年金支払開始日に年金額を定めるしくみ                   |
| <b>満期重視プラン</b><br>(死亡給付割合 <b>100%</b> ) | 年金支払開始日前の死亡給付金額や解約返還金額を抑えることで、「基本プラン」と比べて年金原資額を大きくするしくみ |

- 通貨の種類は、米ドル、豪ドル、円で、ご契約のお申込みの際に1つ指定いただけます。
- 指定通貨建の年金原資額が、指定通貨建の一時払保険料相当額を下回ることはありません。
- 商品のしくみ図(イメージ)については以下のとおりです。

### 基本プラン しきみ図(イメージ)



### 満期重視プラン（死亡給付割合100%）しきみ図(イメージ)



▲ 年金原資額について、外貨建の場合、円建での保証はありません。

\* 上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などを保証するものではありません。

- この保険は、「インターネットブラウザ等による保険契約の申込等に関する特約」が付帯されているため、インターネットによりお申込みいただけます。また、所定の保全手続きについては原則、第一フロンティア生命マイページ ▶P27にて行っていただけます。（やむを得ず書面にてお手続きいただく場合、第一フロンティア生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。）

## 3 この保険の費用・リスクについて

- この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替、解約時の市場金利の変動などによって損失が生じるおそれがあります。▶P17~19

## 4 積立利率について

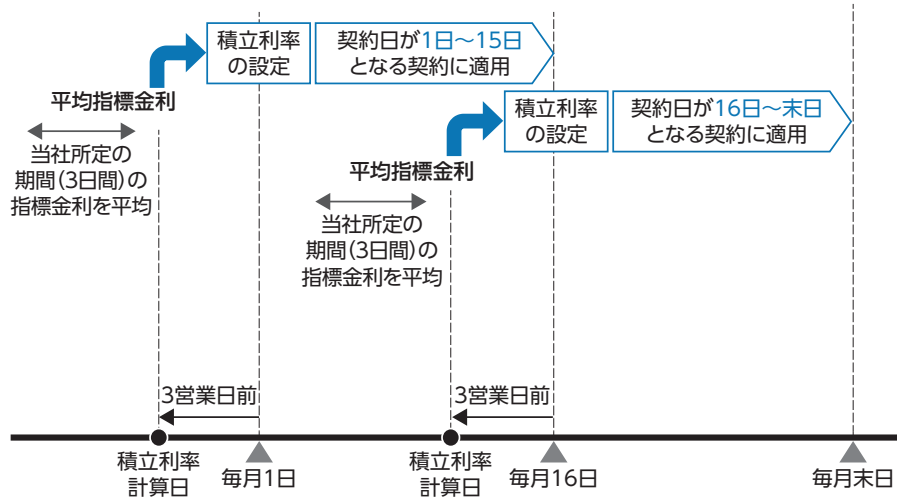
積立利率とは、積立金（一時払保険料から契約時費用を控除したうえで積み立てるお金）に適用される利率のことで、毎月2回（1日と16日）設定されます。

積立利率の算出にあたっては、指標金利を参考に当社が定めた率から、保険契約関係費率を差し引きます。

なお、積立利率は一時払保険料全体に対する実質的な利回りとは異なります。

|                             |  |
|-----------------------------|--|
| 計算方法                        | 積立利率 = $\text{平均指標金利} + \text{調整率} - \text{保険契約関係費率}$  |
| 指標金利<br>▶P4の表も<br>（ご参照ください） | 指定通貨ごとに、所定のインデックス利回りなどをもとに算出します。<br>「平均指標金利」とは、積立利率計算日（積立利率が設定される、毎月1日と16日の直前3営業日前）に算出される、当社所定の期間（3日間）の指標金利の平均値です。 |
| 調整率                         | 市場金利の変動幅などを考慮して、指定通貨ごとに上限および下限を定めています。<br>[米ドル] -1.5% ~ +1.0% [豪ドル] -1.0% ~ +1.5%<br>[円] -1.0% ~ +1.5%             |
| 保険契約関係費率                    | くわしくは ▶P17 をご参照ください。   |

### <積立利率の設定と適用イメージ>



## &lt;指標金利&gt;

| 指定通貨 | 積立利率保証期間              | 指標金利                                      |
|------|-----------------------|---|
| 米ドル  | (1年、3年) ※             | 加重平均インデックス利回り(対象年限3年)                     |
|      | 5年、(6年) ※             | 加重平均インデックス利回り(対象年限5年)                     |
|      | 10年                   | 加重平均インデックス利回り(対象年限10年)                    |
| 豪ドル  | 5年、10年、(1年、3年、6年) ※   | 積立利率保証期間に応じた豪ドル金利スワップレート(固定受け、変動払い(BBSW)) |
| 円    | 5年、10年、(1年、15年、20年) ※ | 積立利率保証期間に応じた日本国債の流通利回り                    |

※更新時のみ選択可能です。

\* 加重平均インデックス利回りとは、つぎの(1)を10%、(2)を90%の割合で加重平均して算出した利回りのことをいいます。

また、(1)および(2)のインデックス名称に変更があった場合、変更後の名称とします。

(1) Bloomberg USD Treasury/Agency/Supranational/Sovereign Fixed income bond Index A-/A3 or betterの構成銘柄のうち残存年数が対象年限の前後1年以内となる銘柄を抽出し、銘柄ごとの時価総額で加重平均して算出した利回り

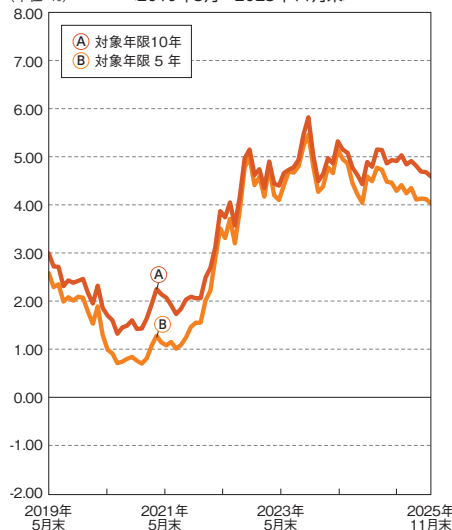
(2) Bloomberg USD Senior Industrial/Utility Fixed income bond Index A-/A3 or betterの構成銘柄のうち残存年数が対象年限の前後1年以内となる銘柄を抽出し、銘柄ごとの時価総額で加重平均して算出した利回り

\* 使用する金利スワップレートは、将来変更となることがあります。

## &lt;積立利率の算出のもとになる「指標金利」の推移&gt;



 米ドル 加重平均インデックス利回り

(単位:%) <2019年5月~2025年11月末>

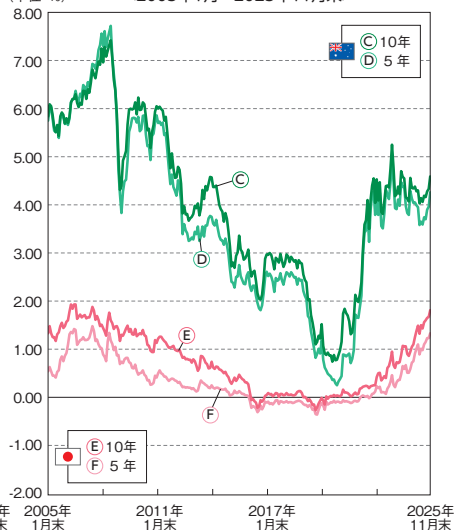


Bloombergデータをもとに作成

\* 対象期間について、月次データ(月末値)を集計

 豪ドル金利スワップレート  日本国債の流通利回り

(単位:%) <2005年1月~2025年11月末>




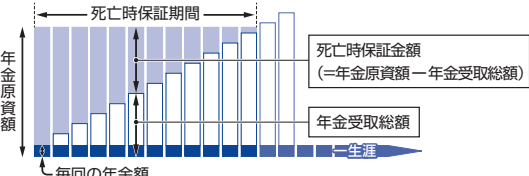


Bloombergデータをもとに作成

\* 対象期間について、月次データ(月末値)を集計

## 5 保障内容について

## 年金

■年金支払開始日以後、年金支払日に被保険者が生存しているときに年金をお支払いします。

|                          | 年金の種類   | 年金受取開始年齢   |
|--------------------------|---|--|
| 確定年金                     | <p>決まった期間、確実に年金を受け取れます。</p>  <p>年金受取<br/>年金受取期間<br/>3年～7年(1年きざみ)、<br/>10年～40年(5年きざみ)から選択</p> <p>*年金受取期間中に被保険者が死亡された場合、残りの年金受取期間の未払年金現価をお支払いします(未払年金現価のお受取りにかえて、年金を継続して受け取ることもできます)。<br/>*ご契約時には、「確定年金」が選択されます。</p>                                   | <p>23歳～95歳<br/>(年金支払開始日<br/>における<br/>被保険者の満年齢)</p> |
| 死亡時保証金額付終身年金             | <p>年金原資額までのお受取りを確保したうえで、<br/>一生にわたって年金を受け取れます。</p>  <p>年金原資額<br/>死亡時保証期間<br/>死亡時保証金額<br/>(=年金原資額-年金受取総額)<br/>年金受取総額<br/>毎回の年金額<br/>一生にわたって</p> <p>*死亡時保証期間(年金受取総額が初めて年金原資額以上となるまでの期間)中に被保険者が死亡された場合、死亡時保証金額を一括でお支払いします(年金を継続してお支払いするお取扱いはありません)。</p> | <p>50歳～95歳<br/>(年金支払開始日<br/>における<br/>被保険者の満年齢)</p> |
| 10年保証期間付終身年金             | <p>10年間の年金受取期間を確保したうえで、<br/>一生にわたって年金を受け取れます。</p>  <p>保証期間10年<br/>一生にわたって</p> <p>*保証期間中に被保険者が死亡された場合、残りの保証期間の未払年金現価をお支払いします(未払年金現価のお受取りにかえて、年金を継続して受け取ることもできます)。<br/>*早期に被保険者が死亡された場合、年金受取総額が年金原資額を下回る可能性があります。</p>                                 | <p>50歳～95歳<br/>(年金支払開始日<br/>における<br/>被保険者の満年齢)</p> |
| 一括受取<br>(年金原資額の<br>一時支払) | <p>年金原資額を一括で受け取れます。</p>  <p>一括受取</p> <p>*ご契約時には選択できません。年金支払開始日前にご案内する書面にて選択することができます。</p>  |  |

- \* 年金額は、年金原資額をもとに、年金支払開始日における基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいて算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。
- \* 年金額が3,000米ドル、3,000豪ドル、30万円に満たない場合は、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとし、年金原資額をご契約者にお支払いします(3年確定年金の場合を除く)。また、一時払保険料の金額によっては、ご契約時に選択いただけない年金種類および年金受取期間があります。
- \* 年金支払開始日以後、年金受取人が死亡された場合には、あらかじめ指定した後継年金受取人が引き続き年金を受け取ることができます。後継年金受取人の指定がないときは、年金受取人の死亡時の法定相続人が後継年金受取人となります。

## 死亡給付金

- 被保険者が死亡された場合、死亡給付金を死亡給付金受取人にお支払いします。
- 年金支払開始日以前の死亡給付金額は、被保険者が死亡したときにおける以下の金額となります。

| プラン                                     | 死亡給付金額                                |
|---|---------------------------------------|
| <b>基本プラン</b>                            | つぎのいずれか大きい金額<br>●基本保険金額 ●積立金額 ●解約返還金額 |
| <b>満期重視プラン</b><br>(死亡給付割合 <b>100%</b> ) | 基本保険金額(一時払保険料) × 100%                 |



- 年金支払開始日を繰り延べ、被保険者が繰延べ期間中に死亡された場合、被保険者が死亡した日における繰延べ後積立金額を、死亡給付金として死亡給付金受取人にお支払いします。年金支払開始日の繰延べについて、くわしくは **▶P13** をご参照ください。
- 「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」または「定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型)」を付加し、終身保険に移行後は以下のとおりとなります。 **▶P9~10**

| 保険期間                       | 死亡給付金額                         |
|----------------------------|--------------------------------|
| 移行日から2年後の<br>移行後保障増額日の前日まで | 被保険者が死亡したときの<br>責任準備金額(解約返還金額) |
| 移行後保障増額日以後                 | 被保険者が死亡したときの<br>移行後基本保険金額      |

\* 移行後の死亡給付金額は、移行前の死亡給付金額を下回ることがあります。

年金などを外貨でお受け取りになる場合には、外貨で受領できる口座をお客さまに用意していただく必要があります。また、外貨でのお受け取りは円貨でのお受け取りに比べてお客さまの口座に着金するまでに時間がかかることがあります。

## 6 ご契約のお取扱いについて

| 一時払保険料<br>もしくは<br>円貨払込金額                        | 100万円以上<br>*保険料の払込単位は1万円です。  |  |         |                |          |                    |       |
|---|--|--|---------|----------------|----------|--------------------|-------|
| 基本保険金額  | 最低 <table border="1"> <tr> <td>米ドル</td> <td>豪ドル</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1,000米ドル</td> <td>1,000豪ドル</td> <td>100万円</td> </tr> </table>   | 米ドル  | 豪ドル     | 円              | 1,000米ドル | 1,000豪ドル           | 100万円 |
|   | 米ドル  | 豪ドル  | 円       |                |          |                    |       |
| 1,000米ドル  | 1,000豪ドル   | 100万円  |         |                |          |                    |       |
| *ご契約時および更新時の金利情勢などによってはお取り扱いできない指定通貨・運用期間があります。 | 最高<br>20億円相当額※<br>※   第一フロンティア生命が毎年6月に定める為替レートで円換算します。<br>*同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の定額個人年金保険に加入されている場合、基本保険金額などは通算して20億円相当額を超えることはできません。 |  |         |                |          |                    |       |
|   | 運用期間<br>(積立利率保証期間)   | <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定通貨</th> <th>運用期間(積立利率保証期間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外貨</td> <td>5年、10年、(1年、3年、6年)※</td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>5年、10年、(1年、15年、20年)※</td> </tr> </tbody> </table><br>※更新時のみ選択可能です。 | 指定通貨    | 運用期間(積立利率保証期間) | 外貨       | 5年、10年、(1年、3年、6年)※ | 円     |
| 指定通貨  | 運用期間(積立利率保証期間)   |  |         |                |          |                    |       |
| 外貨  | 5年、10年、(1年、3年、6年)※   |  |         |                |          |                    |       |
| 円   | 5年、10年、(1年、15年、20年)※   |  |         |                |          |                    |       |
| 契約年齢<br>(契約日における<br>被保険者の満年齢)                   | 18歳～69歳<br>*ご契約時および更新時の金利情勢などによってはお取り扱いできない年齢・性別があります。   |  |         |                |          |                    |       |
| 年金受取開始年齢<br>(年金支払開始日における<br>被保険者の満年齢)           | <table border="1"> <tr> <td>確定年金※</td> <td>23歳～95歳</td> </tr> <tr> <td>死亡時保証金額付終身年金</td> <td rowspan="2">50歳～95歳</td> </tr> <tr> <td>10年保証期間付終身年金</td> </tr> </table><br>※年金受取期間の満了日は、被保険者の満年齢が122歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。<br>(年金受取開始年齢+年金受取期間 ≤ 122歳)   | 確定年金※  | 23歳～95歳 | 死亡時保証金額付終身年金   | 50歳～95歳  | 10年保証期間付終身年金       |       |
| 確定年金※   | 23歳～95歳  |  |         |                |          |                    |       |
| 死亡時保証金額付終身年金                                    | 50歳～95歳  |  |         |                |          |                    |       |
| 10年保証期間付終身年金                                    |  |  |         |                |          |                    |       |
| 被保険者  | ご契約者<br>*ご契約時においては、契約者と被保険者が異なるご契約は取り扱いません。  |  |         |                |          |                    |       |
| 年金受取人   | ご契約者<br>*ご契約時は契約者をご指定いただけます。   |  |         |                |          |                    |       |
| 死亡給付金受取人<br>後継年金受取人                             | 被保険者の配偶者または3親等内の姻族・6親等内の血族から指定<br>*後継年金受取人は1名のみで被保険者も指定できます。   |  |         |                |          |                    |       |
| 年金種類の変更   | 年金支払開始日前に限り、年金種類の変更(確定年金、死亡時保証金額付終身年金および10年保証期間付終身年金いずれかへの変更)を取り扱います。  |  |         |                |          |                    |       |

|  |  |  |
|--|--|--|
| 年金受取期間の変更  | 年金支払開始日前に限り、年金受取期間(回数)の変更を取り扱いません(確定年金のみ)。   |  |
| 年金支払開始日の変更   | 繰上げ年金開始※、年金支払開始日の繰延べ、積立利率保証期間の更新を取り扱います。<br>※「基本プラン」の場合のみ取り扱います。   |  |
| 保険料の払込方法   | 一時払のみ取り扱います。   |  |
| 解約   | 解約返還金をお受け取りいただけます。<br>なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。<br>*解約返還金計算日は以下のとおりとなります。(2026年5月現在のもの<br>であり、将来変更する場合があります。) |  |
|  | 解約申込完了時※ <sup>1</sup>  | 解約返還金計算日   |
|  | 第一フロンティア生命営業日※ <sup>2</sup> 8:00~14:59   | 当日   |
|  | 第一フロンティア生命営業日※ <sup>2</sup> 15:00~24:00  | 翌営業日   |
| 非営業日   | 翌営業日   |  |
| ※ <sup>1</sup> インターネットでの解約のお申込内容に不備があった場合の申込完了は、不備が解消された時となります。<br>※ <sup>2</sup> 月曜日~金曜日(祝日・年末年始などの休日を除く) |  |  |
| 基本保険金額の変更  | 増額   | 取り扱いません。   |
|  | 減額   | 基本保険金額を減額し、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。ただし、減額後の基本保険金額が10,000米ドル、10,000豪ドル、100万円以上あることが必要です。なお、残存部分は継続します。 |
| 契約者貸付  | 取り扱いません。   |  |

## 7 付加できる特約について（くわしくは「ご契約のしおり・約款」をお読みください）

### 目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約

#### 基本プラン

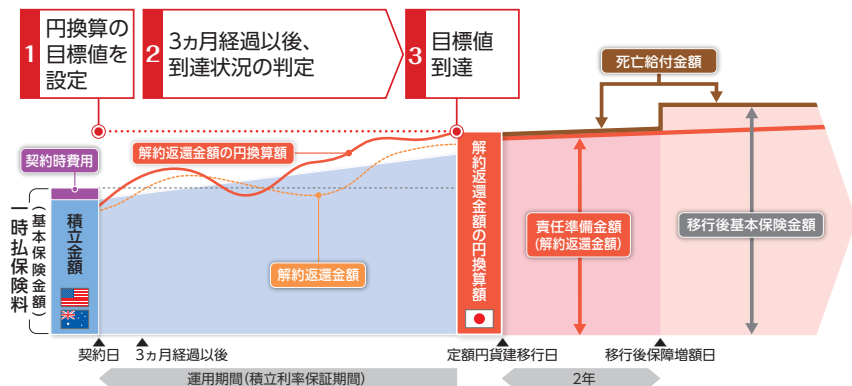
- 運用期間満了日の2ヵ月前まで付加できます。
  - 目標値に到達せず運用期間が満了した場合でも、つぎの場合は目標到達の判定を継続します。
    - ・外貨建の終身保険に移行（「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」を付加）
    - ・積立利率保証期間の更新
- \* 当特約を契約当初に付加しなかった場合でも、上記の場合、新たに付加できます。

#### 満期重視プラン

- 外貨建の終身保険に移行（「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」を付加）した日以後に限り、付加できます。
- 移行後の死亡給付金額については ▶P6 をご参照ください。

### 「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加した場合のお取扱い

< 目標到達した場合のイメージ **基本プラン** >



\* 責任準備金は、将来の死亡給付金をお支払いするために、積み立てたものです。

### 1 円換算の目標値設定

**120%～200%（10%きざみ）**で目標値を設定します。

| 払込通貨                  | 円換算の目標金額            |
|-----------------------|---------------------|
| 円<br>（「保険料円貨入金特約」を付加） | <b>円貨払込金額</b> × 目標値 |

- 「円換算の目標金額」が20億円相当額を超える設定、変更はできません。
  - \* 市場環境によっては、目標値に到達しない場合があります。目標値については、市場環境をふまえ、ご指定ください。
- 目標値到達までは、目標値を何度でも設定・変更・解除することができます。ご契約後はさらに105%、110%、250%、300%も指定できます。

## 2 到達状況の判定

解約返還金額の円換算額 が、

「円換算の目標金額 (1)」に到達しているかを毎営業日、判定します。

| 判定期間             |                                   | 解約返還金額の円換算額                           |
|------------------|-----------------------------------|---------------------------------------|
| 契約当初             | 契約日から3ヵ月経過以後※より<br>運用期間満了日の2ヵ月前まで | 解約返還金額(指定通貨建)<br>×目標値判定為替レート(TTM-50銭) |
| 更新後              | 更新日から更新後の<br>運用期間満了日の2ヵ月前まで       |                                       |
| 外貨建の終身保険に<br>移行後 | 終身保険移行日から終身                       |                                       |

※この特約を3ヵ月経過以後に付加した場合は、その付加日となります。


\* TTM(対顧客電信売買相場仲値)は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

## 3 目標値到達

運用成果を円貨で確定し、自動的に円建の終身保険に移行します。

- 目標値に到達した日(到達判定日)の翌々営業日(定額円貨建移行日)に、円建の終身保険に移行します。
- 移行後基本保険金額は、到達判定日における解約返還金額の円換算額をもとに、定額円貨建移行日における基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいて算出します。
- 定額円貨建移行日以後の死亡給付金額については ▶ P6 をご参照ください。
- 移行後に解約・減額した場合は、解約返還金額は責任準備金額と同額で、経過月数に応じて計算した金額となります(市場価格調整は行いません)。

### 定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型)

- 運用期間満了時に付加でき、年金原資額をもとに終身保険に移行できます。
-  移行後の指定通貨を変更することができます。円貨も指定できますが、目標値を設定していた場合、以後の到達状況の判定は行いません(上記特約は消滅します)。
- 移行後の死亡給付金額については ▶ P6 をご参照ください。
- 移行後の解約返還金額は責任準備金額と同額で、経過月数に応じて計算した金額となります(市場価格調整は行いません)。
- 「基本プラン」の場合、契約日から起算して1年経過以後、運用期間満了日の2ヵ月前まで付加することもでき、この場合、特約申込日の解約返還金額をもとに終身保険に移行します。

\*同一の被保険者について、「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」または「定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型)」により終身保険に移行後の移行後基本保険金額が、他に加入されている第一フロンティア生命の終身保険および養老保険の基本保険金額などと通算して20億円相当額 ▶ P7 を超える場合、超える部分に対応する解約返還金額などを契約者に支払います。

## 年金支払移行特約

- 「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」または「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」のいずれかを付加し、終身保険に移行後、付加できます（ただし、契約日から起算して1年以上経過しているときで被保険者の満年齢が90歳以下の場合に限ります）。
- 特約年金支払開始日の前日の解約返還金額を特約年金原資額として、年金でのお受取りに移行できます。
- 特約年金の種類は確定年金で、年金受取期間は3年、5年および10年から選択できます。

## 保険料円貨入金特約

- 指定通貨が外貨の場合、契約時に必ず付加されます。
- 保険料を円貨でお支払いいただけます。
- 指定通貨への換算に適用する為替レートは、円貨払込金額が第一フロンティア生命に着金した日の第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。  
\*着金日について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日となります。

## 円貨支払特約

- 年金、死亡給付金、解約返還金などを円貨で受け取ることができます。
- 年金などのご請求の際に付加できます。
- 円貨への換算に適用する為替レートは、第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。
- 円貨による年金受取の選択は、第1回の特約年金の請求の際に限ります。また、円貨による年金受取を開始された場合、以後、外貨で受け取ることはできません。年金原資額は、第一フロンティア生命所定の為替レートで円貨に換算し、その金額をもとに年金額を計算します。

## 死亡給付金等の年金払特約

- 死亡給付金を一時金にかえて年金で受け取ることができます。
- 死亡給付金の支払事由の発生前に限り、付加できます。
- 特約年金の受取回数は、所定の回数（5回～40回の5回きざみ）から選択できます。

## 保険契約者代理特約 フロンティアの **ご家族安心サポート**

- ご契約時およびご契約後に、被保険者の同意のうえ付加できます。
- 契約者が、認知症などにより手続きを行う意思表示が困難な場合に、あらかじめ指定した保険契約者代理人が、解約などの手続きを代理できます。
- 本特約には、保険契約者代理人が契約内容について照会できる「契約内容ご案内制度」が付帯されます。
- 保険契約者代理人に指定できる範囲、代理の対象となる手続きについての詳細は、「フロンティアのご家族安心サポートのご案内」および「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。

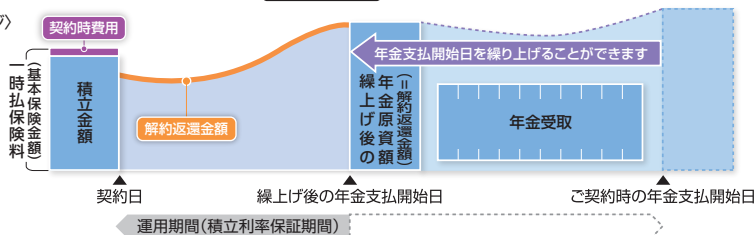
## インターネットブラウザ等による保険契約の申込等に関する特約

- ご契約時に必ず付加されます。そのため、この保険はインターネットによりお申込みいただけます。
- この特約のみの解約はできません。

## 8 基本プラン 年金支払開始日の繰上げについて

- 「基本プラン」の場合で、契約日から起算して1年以上経過しているときは、年金支払開始日前に限り、いつでも年金支払開始日を繰り上げることができます。
- 繰上げ後の年金支払開始日は、第一フロンティア生命お客さまサービスセンターがお申込みを受け付けた日(書類に不備がある場合は、完備した日)の翌日となります。
- 繰上げ年金開始をした場合の年金原資額は解約返還金額となりますので、一時払保険料相当額を下回ることがあります。くわしくは ▶P14・15 をご参照ください。

(イメージ)



## 9 積立利率保証期間の更新について

- 積立利率保証期間の満了日に限り、積立利率保証期間を更新することができます。
- 更新時に、指定通貨および積立利率保証期間を変更することができます。  
\*円から外貨への指定通貨の変更、およびプランの変更はできません。

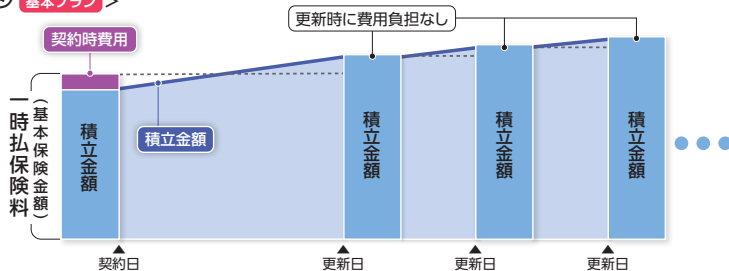
<選択できるパターン>

|      |                 |                   |
|------|-----------------|-------------------|
| 指定通貨 | 米ドル  豪ドル        | 円                 |
| 運用期間 | 1年 3年 5年 6年 10年 | 1年 5年 10年 15年 20年 |


\*更新時の金利情勢などによっては、選択できない指定通貨・運用期間・年齢・性別があります。

- 年金支払開始日における被保険者の満年齢が95歳を超えない範囲で更新できます。
- 更新後の積立利率保証期間については、積立利率保証期間更新日の積立利率がその期間の満了日まで適用されます。
- 「基本プラン」で目標値を設定し、目標到達せず更新した場合、「一時払保険料の円換算額」に対する目標判定を、更新後の年金支払開始日の2ヵ月前まで行います。
- 「満期重視プラン」の場合、更新後においては、死亡給付金額は「更新後の基本保険金額(更新前の積立利率保証期間の満了日の積立金額)」に死亡給付割合を乗じた額となり、解約返還金額は死亡給付金額が上限となります。

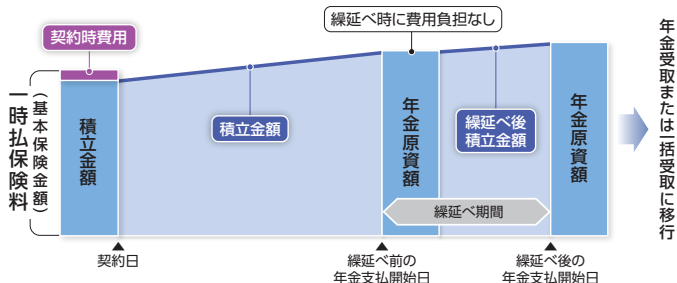
<イメージ 基本プラン>



## 10 年金支払開始日の繰延べについて

- 年金支払開始日の前日に、1回に限り、指定通貨が外貨の場合は3年、円貨の場合は1年を限度として、年金支払開始日を日単位で繰り延べることができます。
- 繰延べ期間の満了日における被保険者の満年齢が95歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。
- 繰延べ前の年金支払開始日の前日における積立金額について、繰延べ前の年金支払開始日における当社所定の利率で積み立てます（積み立てられる金額を繰延べ後積立金額といいます）。
- 繰延べ期間中の減額のお取扱いはありません。
- 繰延べ後の年金額は、繰延べ後の年金支払開始日の前日における繰延べ後積立金額を年金原資額として、繰延べ後の年金支払開始日における基礎率など（予定利率、予定死亡率など）に基づいて算出されます。
-  「基本プラン」で目標値を設定し、目標到達せず繰り延べた場合、繰延べ期間中の目標値への到達状況の判定は行いません。

<イメージ 基本プラン >



## 11 解約返還金額について

- 解約返還金額は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{解約返還金額} = \text{積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率})$$

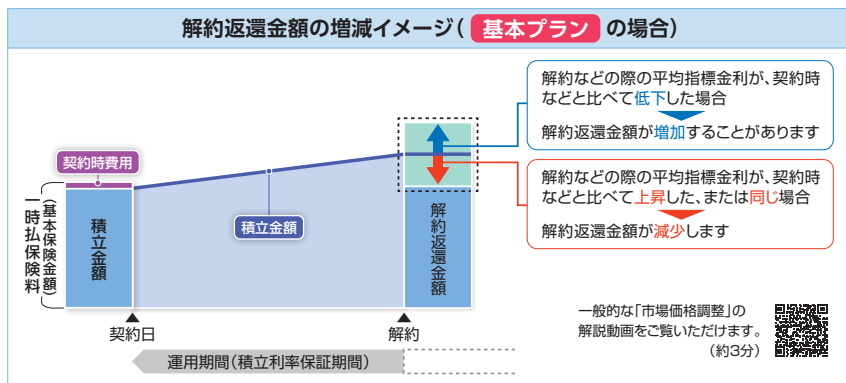


「満期重視プラン」の場合、基本保険金額（一時払保険料）に死亡給付割合100%を乗じた額が上限となります。

### 市場価格調整

- 市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための手法のことをいいます。この手法により、解約・減額の際の平均指標金利に応じて、解約返還金額が増減します。

\*「市場金利」の水準に基づいて、解約返還金額の計算に適用する「平均指標金利」が算出されます。



- 市場価格調整率は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left[ \frac{1 + \text{適用されている積立利率の算出時の平均指標金利}}{1 + \text{解約返還金計算日の平均指標金利} + 0.10\%} \right] \frac{\text{月数}}{12}$$

- \*「適用されている積立利率の算出時の平均指標金利」とは、解約返還金計算日にこの保険に適用されている積立利率の算出において用いた指標金利の平均値とします。
- \*「解約返還金計算日の平均指標金利」とは、解約返還金計算日を契約日（積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日）とし、この保険と同一の通貨が指定され、かつ同一の利回りが指標金利として指定された新たな保険を締結すると仮定した場合に、当社定める方法により計算される、この保険に適用されている積立利率保証期間と同一の期間に適用される積立利率の算出において用いる指標金利の平均値とします。
- \*「月数」とは、積立利率保証期間の満了日までの月数（残存月数）に応じて以下のとおり計算され、1ヵ月未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。
  - ・残存月数が120ヵ月以下の場合：残存月数
  - ・残存月数が121ヵ月以上の場合：残存月数×0.5 + 60ヵ月

\*解約返還金額の計算に用いる利率を設定する時期(毎月1日と16日)と解約返還金計算日の間に生じる金利変動や、運用資産売却時の費用等に備えるため、市場価格調整率において所定の係数(0.10%)を設定しています。このため、契約日(積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日)の市場金利と解約返還金計算日の市場金利が同一であっても、解約返還金計算日の積立金額に対して残存期間に応じて一定率が控除されます。

〈積立金額に対して控除される率の例〉

契約日(積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日)と解約返還金計算日に適用される平均指標金利が1.00%の場合

| 積立利率保証期間の満了日までの残存年数 |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|---------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 20年                 | 19年   | 18年   | 17年   | 16年   | 15年   | 14年   | 13年   | 12年   | 11年   |
| 1.47%               | 1.43% | 1.38% | 1.33% | 1.28% | 1.23% | 1.18% | 1.13% | 1.08% | 1.03% |
| 10年                 | 9年    | 8年    | 7年    | 6年    | 5年    | 4年    | 3年    | 2年    | 1年    |
| 0.98%               | 0.88% | 0.79% | 0.69% | 0.59% | 0.49% | 0.39% | 0.29% | 0.19% | 0.10% |

- 繰上げ年金開始をした場合や、目標値に到達して円建の終身保険に移行する場合などにも、市場価格調整が適用されます。
- 終身保険への移行後は市場価格調整を行いません。

12  為替リスクについて

■くわしくは ▶P19 をご参照ください。

**為替の影響の例(米ドルの場合)**

外貨購入時

1米ドル=100円(TTS)  
1,000万円 → 100,000米ドル

外貨売却時

円安 → 1米ドル=120円(TTB)  
**1,200万円**  
(200万円のプラス)

円高 → 1米ドル=80円(TTB)  
**800万円**  
(200万円のマイナス)

- TTS(対顧客電信売相場)… お客さまが円貨を外貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。
- TTB(対顧客電信買相場)… お客さまが外貨を円貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。

\*為替相場に変動がない場合(TTMが同値の場合)でも、TTS・TTBには差があるため、外貨売却時のお受取額が外貨購入時の円貨額を下回ります。

\* TTM(対顧客電信売買相場仲値)… TTS(対顧客電信売相場)とTTB(対顧客電信買相場)の中間の値です。

## 13 配当金について

■この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

## 14 お客さまに負担していただく費用について

■くわしくは ▶P17～19 をご参照ください。

### 【ご参考】死亡給付金受取人の指定範囲(配偶者または3親等内の姻族・6親等内の血族)

①～⑥ 血族

①～③ 姻族



# 注意喚起情報

- この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- 「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

## 1 お客さまに負担していただく費用があります

この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります。

### ご契約時

| 項目                              | 費用                                |          |      |
|---------------------------------|-----------------------------------|----------|------|
| <b>契約時費用</b><br>ご契約の締結に必要な費用です。 | 一時払保険料から、基本保険金額につぎの率を乗じた金額を控除します。 |          |      |
|                                 | 指定通貨                              | 積立利率保証期間 |      |
|                                 | 外貨                                | 5年       | 10年  |
|                                 |                                   | 3.1%     | 3.5% |
|                                 | 指定通貨                              | 積立利率保証期間 |      |
|                                 | 円                                 | 5年       | 10年  |
| 1.3%                            |                                   | 1.9%     |      |

### 積立利率保証期間中

「満期重視プラン」の場合、積立金額が死亡給付金額を下回っている間は、積立金から死亡給付金を支払うための費用を控除します。

\*上記の費用は、契約年齢、性別、経過期間などによって異なるため、具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

また、積立利率の計算にあたって、以下の保険契約関係費率をあらかじめ差し引いております。

| プラン            | 指定通貨 | 保険契約関係費率                             |
|----------------|------|--------------------------------------|
| <b>基本プラン</b>   | 外貨   | ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用の率 |
|                | 円    | ご契約の維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用の率    |
| <b>満期重視プラン</b> | 外貨   | ご契約の締結・維持などに必要な費用の率                  |
|                | 円    | ご契約の維持などに必要な費用の率                     |


▶ [次ページへ](#)

## 年金受取期間中

| 項目  | 費用※2  |
|---|---|
| <p style="text-align: center;"><b>保険契約関係費</b><br/>(年金管理費)※1<br/>年金支払管理に必要な費用です。</p> | <p>受取年金額に対して <b>1.0%</b><br/>(円貨で年金を受け取る場合は <b>最大0.35%</b>)</p> |

- ※1 年金額は、年金支払開始日以後、年金(死亡時保証金額付終身年金の場合の死亡時保証金額を含みます)の支払いとともに上記の費用を控除する前提で算出されますので、費用が年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費(年金管理費)は2026年5月現在の数値であり、将来変更されることがあります。ただし、年金支払開始日以後は、年金受取開始時点の数値が年金受取期間を通じて適用されます。なお、「死亡給付金等の年金払特約」および「年金支払移行特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取扱いとなります。
- ※2 10年保証期間付終身年金の保証期間経過後の受取年金額および死亡時保証金額付終身年金の受取年金額(死亡時保証金額を含みます)に対しては **1.4%**(円貨の場合は **最大1.0%**)となります。

## 終身保険への移行後

「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」(  )、または「定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型)」を付加して終身保険に移行する場合、移行後基本保険金額は、保険契約の維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用を控除する前提で算出されます。

\*上記の費用は、移行日の年齢、性別、経過期間などによって異なるため、これらの具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

## 通貨を換算する場合の費用

以下の場合には、為替手数料が為替レートに反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。TTM(対顧客電信売買相場仲値)は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

①「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨でお払い込みいただく場合など

|                                  |              |   |
|----------------------------------|--------------|---|
| 「保険料円貨入金特約」における為替レート             |              | TTM +50銭  |
| 「円貨支払特約」における為替レート                |              | TTM -50銭  |
| 「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」の目標値判定為替レート |              | TTM -50銭  |
| 「定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型)」における為替レート  | 指定通貨を別の外貨に変更 | (移行前の指定通貨のTTM -25銭)<br>÷<br>(移行後の指定通貨のTTM +25銭) |
|                                  | 指定通貨を円に変更    | TTM -50銭  |

▶ 次ページへ

## ②積立利率保証期間の更新時に指定通貨を変更する場合

|              |   |
|--------------|---|
| 指定通貨を別の外貨に変更 | $\frac{\text{(変更前の指定通貨のTTM}-25\text{銭)}}{\text{(変更後の指定通貨のTTM}+25\text{銭)}}$ |
| 指定通貨を円に変更    | TTM - 50銭   |

\*上記の為替レートは、2026年5月現在の数値であり、将来変更することがあります。

## 外貨のお取扱いにかかる費用について

保険料を外貨でお支払い込みいただく際には、銀行への振込手数料などの手数料をご契約者に負担していただく場合があります。また、年金、給付金、解約返還金などを外貨でお受け取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費を負担していただく場合があります。当該手数料はお客様の負担となります。

\*上記の諸手数料は取扱金融機関によって異なります。

## 2

 **この保険のリスクは以下のとおりです**
**解約・減額する場合のリスクについて(損失が生じるおそれ)**

この保険は、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための市場価格調整を行うこと、ご契約の締結に必要な費用を一時払保険料から控除することなどの理由により、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

 **為替リスクについて(損失が生じるおそれ)**

為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額などを下回る場合や、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

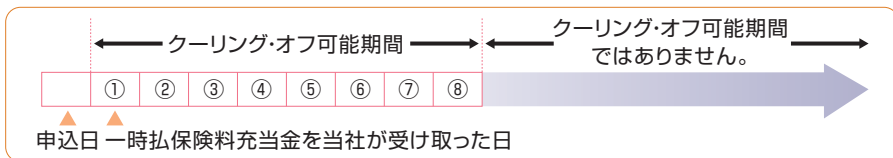
3

8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除（クーリング・オフ）ができます

■お申込者またはご契約者は、ご契約の申込みまたは一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日から起算して8日以内※1であれば、電磁的記録または書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除※2ができます。

※1 8日以内には土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。

※2 ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除のことを以下「クーリング・オフ」といいます。



■クーリング・オフは、以下の「①電磁的記録」または「②書面」いずれかの方法によりお申し出ください。

① 電磁的記録によるお申出の場合、主たる窓口としている第一フロンティア生命ホームページ(<https://www.d-frontier-life.co.jp/>)の「ご契約者向けサービス・お手続き」よりお申し出ください(右記のコードより直接アクセスいただけます)。

こちらから  
アクセス



\* 電磁的記録(第一フロンティア生命ホームページの場合)によるクーリング・オフのお申出は、お手続きの完了画面が表示された時に効力が生じます。

② 書面によるお申出の場合、郵便(はがき、封書)により第一フロンティア生命あてにお申し出ください。

\* 書面によるクーリング・オフのお申出は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じます。

| 記入事項                  | 記入例・留意事項   |
|-----------------------|--|
| クーリング・オフをする旨          | 私は契約の申込みの撤回を行います。  |
| お申込者などの氏名(自署)         | ダイイチ タロウ<br>第一 太郎 *フリガナをあわせてご記入ください。   |
| お申込者などの住所・電話番号        | 〒123-4567 ○○県○○市××1-2-3 TEL○○-XXXX-○○○○  |
| お払い込みいただいた金額・通貨       | 10,000,000(円)<br>*上記は例示です。実際にお払い込みいただいた金額と通貨をご記入ください。                              |
| ご本人名義の返金口座            | ○○銀行 ○○支店 普通預金 1234567<br>口座名義人 ダイイチ タロウ   |
| (推奨)<br>申込番号または証券番号   | 申込番号:12-345-678901-23 / 証券番号:S1234-56789-01<br>*确实 迅速な返金手続きのため、やむを得ない場合を除きご記入ください。 |
| (任意)<br>お申込者のEメールアドレス | 第一フロンティア生命からのメールが受信可能なEメールアドレスをご記入ください。<br>*ご記入いただいた場合、お手続き状況に関するお知らせを送信します。       |

送り先 〒141-8712 日本郵便株式会社 大崎郵便局 郵便私書箱第26号  
第一フロンティア生命保険株式会社 お客さまサービスセンター

■クーリング・オフのお申出をされた場合のご返金は、保険会社に保険料としてお払い込みいただいた通貨となります。

| 保険料お払い込み時の通貨 | クーリング・オフに伴いご返金する通貨 |
|--------------|--------------------|
| 円貨※3         | 円貨※4               |

※3 「保険料円貨入金特約」の付加に伴う所定の費用(通貨を換算する場合の費用)が発生します。

※4 円貨でお払い込みをいただいた金額と同額を、円貨でお返しいたします。

■ご契約の更新またはご契約の内容変更(保険金額・保険期間の変更、特約の中途付加など)や債務履行の担保のための保険契約である場合には、クーリング・オフはできません。

## 4 告知は不要です

- この保険のご契約に際しては、ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。
- 入院中または余命宣告を受けているご契約者・被保険者のお申込みはお取り扱いできません。  
\* 申込日以降の入院予定が明らかになっている場合や、「介護老人保健施設」「介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)」「介護医療院」への入居も同様の取扱いとなります。

## 5 ご契約に適用される積立利率は、契約日(保険料が第一フロンティア生命に着金した日)における積立利率となります

- 積立利率は毎月1日と16日の月2回設定されます。
- お申込みから契約日までの間に積立利率が変更となった場合、契約日の積立利率が適用されますので、ご注意ください。
- 積立利率は、一時払保険料から契約時費用を差し引いた金額に適用されます。したがって、一時払保険料に対する実質利回りは、積立利率よりも低くなります。
- 積立利率保証期間を更新する場合には、更新日の積立利率が適用されます。

## 6 保障の開始は以下のとおりとなります(保障の責任開始期)


- 保険契約のお申込みを第一フロンティア生命が承諾した場合には、**第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取ったときから、ご契約上の保障が開始されます。**
- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと第一フロンティア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。
- 保険料に充当するための借入を前提としたお申込みは、お受けできません。

## 7 死亡給付金・年金をお支払いできない場合があります

- 死亡給付金・年金の免責事由に該当した場合(責任開始期の属する日から起算して**3年以内**に被保険者が自殺したとき、ご契約者・死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき、年金の種類が死亡時保証金額付終身年金で、年金受取人が故意に被保険者を死亡させたときなど)
- 重大事由によりご契約が解除となった場合(ご契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する、もしくは関係を有していると認められたときや、死亡給付金を詐取る目的で事故を起こしたときなど)
- 死亡給付金の不法取得目的によるものとしてご契約が無効となった場合
- 詐欺によるものとしてご契約が取消しとなった場合

## 8 解約返還金額が一時払保険料を下回ることがあります

■解約返還金額はつぎの影響をうけます。

- ① 契約時費用
- ② 市場価格調整
- ③  円貨に換算した金額は解約時の為替レート

解約返還金額の計算方法などくわしくは ▶P14・15 をご参照ください。

## 9 この保険には為替リスクがあります

■くわしくは ▶P19 をご参照ください。

## 10 給付金額などが削減されることがあります

■生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

■保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構に第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、年金額、給付金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。くわしくは、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL : 03-3286-2820

受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時  
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

## 11 現在のご契約を解約または減額して、新たに保険契約のお申込みをする場合、お客さまにとってつぎのような不利益となる事項があります

■ご契約中の保険契約の解約返還金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。

■ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、新たな保険契約では、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、給付金などが支払われないことがあります。

■ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す（復旧する）取扱いに制限を受けることがあります。

## 12 この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります

## 13 この保険にかかわる指定紛争解決機関は 一般社団法人生命保険協会です

- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(生命保険協会ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
- 「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

## 14 死亡給付金のお支払いに関する手続きなどの留意事項は 以下のとおりです

- お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金のお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金のお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにご連絡ください。
- 第一フロンティア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 死亡給付金のお支払事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入されていればそれぞれの契約について給付金などのお支払事由に該当することがありますので、「保険証券」、「ご契約のしおり・約款」などを十分にお読みください。なお、ご不明な点がある場合にはご連絡ください。

## 15 ご加入の生命保険に関するお手続きや ご照会・ご相談・苦情については下記までご連絡ください

- 第一フロンティア生命は引受保険会社として、契約内容に関するご照会やお客さまからのお申出への対応、死亡給付金の支払手続きに関する照会を含む各種手続き方法に関するご案内など、ご契約の保全に関するすべての業務を行います。
- 募集代理店は、契約内容に関するご照会対応など一部の業務を行います。

### 第一フロンティア生命お客さまサービスセンター

フリーダイヤル **0120-876-126** 営業時間 9:00~17:00  
(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

## 16 税務のお取扱いは以下のとおりです

■ここに記載の税務のお取扱いは2025年12月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

- \*所得税に対しては、復興特別所得税が別途課税されます。また、新たな付加税が導入された場合、そちらもあわせて課税されますのでご注意ください。
- \*最新の税務上の取扱い、復興特別所得税・生命保険料控除などの情報は国税庁のホームページなどを参照ください。

### 外貨建の保険契約のお取扱い

■外貨建の保険料などは、以下の基準により円貨に換算したうえで、円建の生命保険と同様のお取扱いとなります。

- \*「保険料円貨入金特約」を付加した場合は、下表の保険料については円貨払込金額となります。
- \*「円貨支払特約」を付加した場合などで、当社が、年金、死亡給付金、解約返還金などを円貨でお支払いしたときは、そのお支払いした金額に基づき課税されます。

| 項目               |                | 円換算日                   | 換算時の為替レート                   |
|------------------|----------------|------------------------|-----------------------------|
| 一時払保険料           |                | 保険料領収日                 | TTM<br>(円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値) |
| 解約返還金            | 源泉分離課税となる場合    | 解約返還金計算日<br>(請求書類の受付日) | TTB<br>(円換算日最終の対顧客電信買相場)    |
|                  | 所得税(一時所得)となる場合 |                        | TTM<br>(円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値) |
| 死亡給付金<br>死亡時保証金額 | 相続税・贈与税となる場合   | 支払事由発生日                | TTB<br>(円換算日最終の対顧客電信買相場)    |
|                  | 所得税(一時所得)となる場合 |                        | TTM<br>(円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値) |
| 年金原資額の<br>一時支払   | 源泉分離課税となる場合    | 年金支払開始日                | TTB<br>(円換算日最終の対顧客電信買相場)    |
|                  | 所得税(一時所得)となる場合 |                        | TTM<br>(円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値) |
| (特約)年金           |                | (特約)年金支払日              | TTM<br>(円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値) |

\*受取額は、円換算額で課税されるため、外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回っても課税されることがあります。

\*受取額は、円換算額で課税されるため、税引後の外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回ることがあります。

### ご契約時

■お払い込みいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の一般の生命保険料控除の対象となります。介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。なお、保険料払込方法が一時払のため、払い込んだ年のみ控除の対象となります。

|              |  |
|--------------|--|
| 生命保険料控除の適用条件 | ご契約者(保険料負担者)が納税者本人であり、年金受取人・死亡給付金受取人などのすべての受取人が、本人か配偶者またはその他の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)であること。 |
|--------------|--|

## 積立利率保証期間中および終身保険への移行後

### ■解約・減額時の差益に対する課税

#### ●積立利率保証期間中

| 解約・減額時の年金の種類                 | 契約日から5年以内の解約・減額 | 契約日から5年超の解約・減額  |
|------------------------------|-----------------|-----------------|
| 確定年金                         | 20%源泉分離課税※1     | 所得税(一時所得※2)+住民税 |
| 死亡時保証金額付終身年金<br>10年保証期間付終身年金 | 所得税(一時所得※2)+住民税 |                 |

#### ●終身保険への移行後

所得税(一時所得※2)+住民税の対象となります。

### ■死亡給付金受取時の課税

| 契約形態                          | 契約例              |      |              | 課税の種類           |
|-------------------------------|------------------|------|--------------|-----------------|
|                               | ご契約者<br>(保険料負担者) | 被保険者 | 死亡給付金<br>受取人 |                 |
| ご契約者と被保険者が同一人                 | A                | A    | B            | 相続税             |
| ご契約者と死亡給付金受取人が同一人             | A                | B    | A            | 所得税(一時所得※2)+住民税 |
| ご契約者、被保険者、<br>死亡給付金受取人がそれぞれ別人 | A                | B    | C            | 贈与税             |

\*契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡給付金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)<相続税法第12条>」が適用されます。

※1 復興特別所得税が別途課税されます。また、新たな付加税が導入された場合、そちらもあわせて課税されます。

※2 一時所得の課税対象

一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。

特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象額} = \left( \text{収入} - \text{必要経費} - \text{特別控除} \right) \times \frac{1}{2}$$

$$\text{課税対象額} = \left( \text{(受取額)} - \text{(払込保険料)} - \text{(50万円)} \right) \times \frac{1}{2}$$

## 年金受取期間中

### ■一括受取(年金原資額の一時支払)時の差益に対する課税

| 契約日から5年以内の一括受取 | 契約日から5年超の一括受取   |
|----------------|-----------------|
| 20%源泉分離課税※1    | 所得税(一時所得※2)+住民税 |

\*ご契約者と年金受取人が別人の場合、一括受取額に対して贈与税が課税されます。

### ■年金受取時の課税

| 年金の種類                        | 年金のお受取時        | 未払年金の一括受取の場合    |
|------------------------------|----------------|-----------------|
| 確定年金                         | 所得税(雑所得※3)+住民税 | 所得税(一時所得※2)+住民税 |
| 死亡時保証金額付終身年金<br>10年保証期間付終身年金 |                | 所得税(雑所得※3)+住民税  |

\*ご契約者と年金受取人が別人の場合、年金受取開始時に別途贈与税が課税されます。

### ■死亡時保証金額受取時の課税

| 契約形態           | 契約例              |      |           |             | 課税の種類           |
|----------------|------------------|------|-----------|-------------|-----------------|
|                | ご契約者<br>(保険料負担者) | 被保険者 | 年金<br>受取人 | 後継年金<br>受取人 |                 |
| 被保険者と年金受取人が別人  | A                | B    | A         | —           | 所得税(一時所得※2)+住民税 |
| 被保険者と年金受取人が同一人 | A                | A    | A         | B           | 相続税             |

\*死亡時保証金額は被保険者死亡時に年金受取人(年金受取人が被保険者の場合は後継年金受取人)に支払われます。

※1 復興特別所得税が別途課税されます。また、新たな付加税が導入された場合、そちらもあわせて課税されます。

※2 一時所得の課税対象

一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。

特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

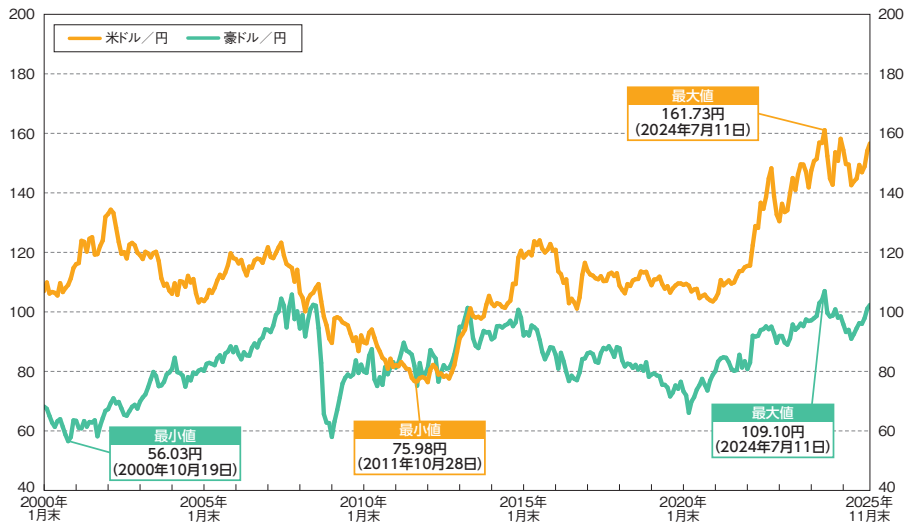
$$\text{一時所得の課税対象額} = \left( \text{収入} - \text{必要経費} - \text{特別控除} \right) \times \frac{1}{2}$$

$$= \left( \text{受取額} - \text{(払込保険料)} - \text{(50万円)} \right) \times \frac{1}{2}$$

※3 ご契約者と年金受取人が別人の場合(「死亡給付金等の年金払特約」を付加して死亡給付金を年金で受け取る場合を含みます)、初回の年金は非課税となり、2回目以降の年金のうち一部が課税対象となります。

# <ご参考>為替レートの推移(2000年1月～2025年11月末)

(単位:円)



Bloombergデータをもとに作成

\*対象期間について、日次データ(TTM)より月末値を抽出してグラフを作成(最大値、最小値は日次データを集計)



## 第一フロンティア生命マイページ

各種変更・請求のお手続きは  
【第一フロンティア生命マイページ】  
等から行っていただけます。

こんなときに  
便利!

現在の解約金額を  
確認したい

為替の動向が  
気になるので  
目標値を変更したい

ご契約者

誰を受取人に  
指定したかな…  
契約内容を確認したい

引越したので、  
登録している住所を  
変えたい

控除証明書の  
再発行・電子的交付を  
お願いしたい

### 【マイページでできること】

- ご契約内容の確認
  - 直近の解約返還金額の確認
  - 目標値の設定・変更・解除
  - 解約のお手続き
  - 運用期間満了時の年金原資額の  
一括受取・年金受取・繰延べのお手続き
  - 住所・電話番号の変更
  - 生命保険料控除証明書・保険証券の再発行、  
各種お手続き書類のお取り寄せ など
- \*商品やご契約内容によりできないお手続きがあります。



「ご契約状況(内容)のお知らせ」は  
マイページでご確認ください。

### ログイン方法



保険証券に同封の  
【「第一フロンティア生命マイページ」ログイン方法  
のご案内】をご確認ください。

\*ご登録には「契約者さまご自身のメールアドレス」が  
必要となります。

### 【ご利用可能時間】

祝日・年末年始などの休日を含めて以下の時間帯です。

月曜日～土曜日 8:00～24:00

日曜日 8:00～20:00

\*目標値設定・変更・解除は、8:00～20:00となります。  
\*臨時メンテナンスなどによりご利用可能時間が  
変更になる場合があります。

\*上記のサービス内容などについては2026年5月現在のものであり、将来変更する場合があります。

この保険商品のご検討に際しては、必ず外貨建保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。

### 契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約であり、お客さまからのお申込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。担当者(生命保険募集人)の登録状況・権限などに関しまして確認をご要望の場合は照会先[第一フロンティア生命0120-876-126]までご連絡ください。

### その他ご注意いただきたい事項について

- この商品は第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険商品です。この商品は預金とは異なり、預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象とはなりません。募集代理店が元本の保証を行うことはありません。なお、保険契約にご加入いただくか否かが募集代理店における他の取引に影響を及ぼすことはありません。
  - 募集代理店は、取扱商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。
  - お申込みの際は、内容を十分にお確かめのうえ、必ずご自身でお手続きください。ご契約成立後、第一フロンティア生命より「保険証券」を送付しますので、お申込内容に間違いがないか必ずご確認ください。
  - 法令上の規制により、お客さまの勤務先によってはお申し込みいただけない場合があります。
- \*募集代理店では、複数の保険会社の商品を取り扱っている場合があります。くわしくは募集代理店にお問い合わせください。

[引受保険会社]

## 第一フロンティア生命保険株式会社

〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1 比谷フォートタワー  
ホームページ <https://www.d.frontier-life.co.jp/>

お客さまサービスセンター  
フリーダイヤル

**0120-876-126**

営業時間 9:00~17:00(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

'26年5月版

登B25F5585(2026.03.05) '26年4月作成 ラ